児童手当の申請はもうお済みですか？

問 こども課　☎889-7028

下記に該当する方は届出が必要です。

①お子さんを出生したとき
②受給者が転入または転出したとき
③対象児童と別居することになったとき
④新たに児童を養育・監護するとき
⑤対象児童を養育・監護しなくなったとき
⑥公務員になったとき、公務員でなくなったとき
⑦その他、世帯の状況等が変わったとき

【児童手当の制度が改正されました】

詳しくは町ホームページをご覧ください▶

令和6年10月分より、児童手当の制度が改正されました。制度改正により、下記に当てはまる方は新たに申請が必要となります。

申請が必要な方

①所得上限限度額以上の所得があり、現在、支給対象外となっている方
②高校生年代の児童のみを養育している方（中学生以下の子を養育していない）
③現在、児童手当を受給中で、算定対象として登録されていない高校生年代の児童を養育している方
④現在、児童手当を受給中で、大学生年代の子がおり、高校生年代以下の児童と合わせて3人以上養育している方

※申請対象者が公務員である場合は、職場での申請手続きが必要です。
※申請対象者が南風原町外に住民登録している場合は、住民登録地での申請手続きが必要です。
令和7年3月31日(月)までに申請があった場合は、令和6年10月分以降の児童手当をさかのぼって支給します。

改正内容	改正後（令和6年10月分から）	改正前（令和6年9月分まで）
支給対象	高校生(18歳に達する日以後の最初の年度末まで)	中学生(15歳に達する日以後の最初の年度末まで)
所得制限	なし	あり
支給月	年6回(偶数月)	年3回(10月、2月、6月)
支給額	●3歳未満 第1子、第2子…… 15,000円 第3子以降…… 30,000円 ●3歳～18歳に到達した年度末まで 第1子、第2子……10, 000円 第3子以降…… 30,000円	●3歳未満 ……15,000円 ●3歳～小学校修了まで 第1子、第2子 ……10,000円 第3子以降 ……15,000円 ●中学生……10,000円 ●所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 … 5,000円 ●所得上限限度額以上…… 支給なし

令和7年度幼児教育保育無償化の新規受付について

問 こども課 ☎889-7028

4月から新たに認可外保育園や未移行幼稚園に通われる方、認定こども園（1号認定）の預かり保育を利用する方で、現時点で無償化の認定を受けていない方が対象となります。
無償化を受けるためには事前に町から保育必要理由の認定を受ける必要があります。まだ認定を受けていない方は保育施設等の利用前に申請をお願いします。

対象	申込期間
・3歳児～5歳児クラスのこども ・非課税世帯の0歳児～2歳児クラスのこども	令和7年2月3日～令和7年3月14日

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

下水道使用料の改定について

問 区画下水道課　☎889-2508

将来にわたり安心で快適に暮らせるよう、下水道使用料金（農業集落排水含む）を令和7年6月検針分より下記のとおり改定させていただくことになりました。使用者の皆さま、ご理解いただきますようお願い致します。
※改定については、令和6年12月定例会にて可決されました。　（消費税込み）

種別/区分		水量	新（改定後）	旧（改定前）
一般汚水	基本料金	0～10㎥	**698円**	605円
	超過料金（1㎥につき）	11㎥～30㎥	**92円**	80円
		31㎥～50㎥	**105円**	91円
		51㎥～100㎥	**124円**	107円
		101㎥～300㎥	**156円**	135円
		301㎥～500㎥	**187円**	162円
		501㎥以上	**194円**	168円

育英資金貸与生募集

問 南風原町　育英会　☎889-2620

南風原町育英会では、大学や専門学校に進学する方への学資金や入学準備金の貸与を行っています。詳しくは、町ホームページを確認または、町育英会へお問い合わせください。

▶対　象
①南風原町に住所または本籍を有する者の子ども
②学校基本法に定める大学、短大、大学院などに在学する方
※専門学校や国外校、留学が対象になる場合もあります
③他の奨学金の貸与を受けていない方
④貸与した育英資金の返済を確実に行える方

▶申込期限
入学準備金:3月14日（金）まで
学　費　金:4月18日（金）まで

給付金（3万円・2万円）を支給します

問 臨時特別給付金室 ☎889-4411

国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、下記のとおり給付金を支給します。

▶対　象　令和6年度住民税非課税世帯
▶給付額　1世帯あたり3万円、子育て世帯には児童1人あたり2万円を加算

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

令和7年4月から給食費を改定いたします

問 南風原町立学校給食共同調理場　☎889-3691

安心・安全で栄養バランスのとれた、バラエティーに富んだ給食を提供するために

南風原町の学校給食費は、令和2年4月に改定されて5年間据え置かれ、食材価格が上昇する中、提供する給食内容を低下させないよう、食材選定や献立の工夫など、可能な限りの努力を重ねてまいりました。しかしながら、近年主食であるご飯やパン類、牛乳の価格高騰が続き、食材料費が上昇する中で、栄養バランスがとりにくくなっています。

そのため、安心・安全で栄養バランスのとれた学校給食を安定的に提供するため、令和7年4月から給食費を以下のように改定することとなりましたのでお知らせいたします。

【改定内容】

区分	現行月額（一食単価）	改定月額（一食単価）	差額
幼稚園	3,200円（220円）	**3,800円（262円）**	600円（42円）
小学校	4,500円（248円）	**5,400円（297円）**	900円（49円）
中学校	5,000円（275円）	**6,000円（330円）**	1,000円（55円）

“生前贈与を考える”
八幡税務会計事務所
税理士・行政書士 八幡 智香子
（南風原町出身）
那覇市安謝1丁目3番10号 電話(098)869-8131